

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年5月9日

北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会事務局長

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

北海道留萌管内地域公共交通計画策定調査委託業務

(2) 業務の概要

ア 目的

管内では、住民の多くが自家用車を主たる移動手段としているが、高齢者や学生等北海道留萌管内地域（留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町）では、少子高齢化や管外への人口流出などにより、平成12年からの20年で人口が31.7%減少（H12 63,056人→R2 43,050人）し、令和2年の高齢化率も40.3%と全道平均（32.2%）を大きく上回っている。

管内の主たる公共交通機関は乗合バスであり、縦に長い留萌管内においてバス路線は複数市町村をまたぐ長大路線となっており、一つの市町村内では完結できない交通体系であることが特徴であり、管内に7施設ある病院（うち留萌市立病院及び羽幌道立病院は地域センター病院）への通院や、5校ある高等学校（合計約900人在籍）への通学など、乗合バスは地域住民に不可欠な移動手段となっている。

また、JR北海道が自社単独では維持することが困難な線区として位置付けているJR留萌本線（深川・留萌間）に係る検討が進むことが想定される中、新型コロナウイルスの影響も懸念され、地域交通を支える交通事業者による事業運営がより厳しくなっていくと考えられる。

このため、当管内の地域公共交通が抱える課題を踏まえ、関係者の緊密な連携のもと、住民の広域的な移動ニーズの充足に必要な施策や、基本方針等を内容とする地域に最適な地域公共交通計画（案）を策定し、持続可能な公共交通体系の確保を図る。

イ 内容

北海道留萌管内地域の課題等を踏まえ、公共交通の状況や住民のニーズ調査、事業者等へのヒアリング等を行うとともに、関係者協議のもと、地域に最適な地域公共交通のあり方や方針を明確にした「北海道留萌管内地域公共交通計画」（案）を策定する。

なお、計画（案）は、市町村を跨がるJRや路線バスだけでなく、小平町及び遠別町の町内交通（地域内フィーダー）のあり方も含めて策定するが、現在、留萌市は「留萌市地域公共交通計画」を、天塩町は「天塩町公共交通計画」を策定中であることから、その調査結果の活用も想定することとする。

また、策定に当たっては、JR留萌本線沿線自治体会議における検討状況を踏まえたものとする。

ウ 履行期限（契約期間）

委託契約締結の日（6月中旬を想定）から令和5年3月31日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）に準じることとし、同要領第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ③ 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 手続き等

(1) 担当部局

〒077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会事務局
（北海道留萌振興局地域創生部地域政策課内）
電話番号 0164-42-8425（直通）
FAX 番号 0164-42-2596

(2) 参加資格の審査

ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の（ア）から（エ）まで

に定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請期限 令和4年(2022年)5月20日(金)17:00(必着)

(イ) 申請方法 所定様式「参加表明書」及びその添付書類を持参または郵送(簡易書留郵便等送付記録が残る方法に限る。)により提出(持参の場合は平日の9時から17時まで)

(ウ) 申請場所 上記(1)担当部局に同じ。

(エ) 提出部数 1部

イ 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出方法及び提出場所

ア 参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次の(ア)から(エ)までに定めるところにより、企画提案書を提出すること。

(ア) 提出期限 令和4年(2022年)6月3日(金)17:00(必着)

(イ) 提出方法 所定様式「企画提案書」及びその添付書類を持参または郵送(簡易書留郵便等送付記録が残る方法に限る。)により提出(持参の場合は平日の9時から17時まで)

(ウ) 提出場所 上記(1)担当部局に同じ。

イ 企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する。(日時及び場所等は別途通知する)

なお、提出のあった企画提案書が多数である場合には、企画提案書のみにより第一次審査(書面)を行い、評価が上位の企画提案書を提出した者に対してのみヒアリングを行う場合がある。

4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計等の規定により契約手続を行う。

7 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は公表する。

(3) 詳細は「企画提案指示書」などによる。

(4) 関連情報に係る照会窓口は3-(1)担当部局に同じ。